

都市分権政策センター「道州制と都市自治体に関する検討会」の設置について

1. 「道州制と都市自治体に関する検討会」設置の趣旨

本検討会は、都市分権政策センター設置要綱第5条に基づいて、具体的な研究を実施するために設置するものであり、調査研究の趣旨は以下の通りである。

本年4月に第2期地方分権改革のため設置された、地方分権改革推進委員会においては、国と地方の役割分担を含む議論がスタートしており、また、本年7月に発足した、政府の第29次地方制度調査会においても、基礎自治体のあり方等についての議論が始まったところである。

一方、内閣に置かれた道州制担当大臣の下の道州制ビジョン懇談会、自民党の道州制調査会、さらに経済団体において道州制の問題が議論されるなど、道州制を巡る議論が活発となっている。

こうした背景を踏まえ、都市分権政策センターとしても、基礎自治体として、地方分権改革を推進する観点から道州制に関するいくつかの論点について調査研究を行うこととした。

2. 「道州制と都市自治体に関する検討会」において実施する調査研究内容

(1) 主な検討項目

道州制における基礎自治体の姿

道州と基礎自治体の関係

道州と国の地方支分部局の関係

現行都道府県の合併推進や都道府県と基礎自治体の関係など

(2) 都市自治体へのアンケート調査

道州制に関する検討項目に即して都市自治体へのアンケート調査を実施し、都市自治体の動向把握など、調査研究に資する基礎データの収集のための調査を行う。

3. 「道州制と都市自治体に関する検討会」の成果物

地方分権の観点から道州制に関する諸課題について、2年程度の調査研究を行い、その成果は報告書としてとりまとめる。

4. 「道州制と都市自治体に関する検討会」の体制

別紙名簿のとおり